

平成28年度国土交通省税制改正概要(主要項目)

I. 豊かで安全・安心な暮らしの実現

1. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

- ① 新築住宅に係る税額の減額措置の延長(固定資産税)
- ② 認定長期優良住宅に係る特例措置の延長(登録免許税・不動産取得税・固定資産税)
- ③ 買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の延長(登録免許税)
- ④ 耐震、バリアフリー、省エネ改修が行われた既存住宅に係る特例措置の延長・拡充(固定資産税)
- ⑤ 空き家の発生を抑制するための特例措置の創設(所得税・個人住民税)
- ⑥ サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長(所得税・法人税)
- ⑦ 居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長(所得税・個人住民税)
- ⑧ 三世帯同居に対応した住宅リフォームを行う場合の特例措置の創設(所得税)

2. 防災・減災対策の強化

- ① 防災・減災に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置の創設(固定資産税)
- ② 津波対策に資する港湾施設等に係る特例措置の延長(固定資産税)

II. 地域の魅力を生かした活力ある地域づくり

1. 都市の競争力・魅力の向上

- ① 低未利用地が散在するまちのにぎわいを再生するための制度改正に伴う特例措置の拡充(所得税・法人税等)
- ② 都市農業振興基本法の制定を受けた都市農地・緑地に係る所要の措置(相続税・固定資産税等)

2. 観光立国の推進

- ① 地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充(消費税等)
- ② 寄附金の損金算入の特例等の対象となる国際会議の範囲の拡大(法人税等)

3. 活力ある交通ネットワークの形成

- ① JR九州の完全民営化に伴う税制上の所要の措置(事業税・固定資産税等)
- ② JR北海道・JR四国に交付する助成金に係る圧縮記帳(法人税)
- ③ 並行在来線の鉄道施設に係る特例措置の延長(登録免許税・不動産取得税・固定資産税等)
- ④ 都道府県の条例に定める乗合バス車両の取得に係る非課税措置の延長(自動車取得税)
- ⑤ 国内線航空機に係る特例措置の延長(固定資産税)

III. 成長戦略の推進と国際競争力の更なる強化

1. 自動車の車体課税の見直し

- ① 環境性能課税導入時における事業用自動車等への軽減措置、グリーン化特例の延長等(自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税)

2. 交通インフラの機能強化

- ① 新たな物流効率化のための計画に係る特例措置の創設等(法人税・固定資産税等)
- ② JR貨物が取得する機関車・コンテナ貨車に係る特例措置の延長(固定資産税)
- ③ 鉄道駅等のバリアフリー施設に係る特例措置の延長・拡充(固定資産税等)
- ④ 国際船舶の登記に係る特例措置の延長・拡充(登録免許税)
- ⑤ 成田国際空港株式会社の事業用資産に係る特例措置の延長(固定資産税等)

平成28年度国土交通省税制改正概要(主要項目の概要)

I. 豊かで安全・安心な暮らしの実現

1. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

- ①新築住宅に係る固定資産税の減額措置(戸建て3年間、マンション5年間、1/2 減額)の2年延長
- ②認定長期優良住宅の普及促進を目的とした以下の特例措置の2年延長
 - ・登録免許税:所有権保存登記(一般住宅 0.15%→0.1%)、所有権移転登記(一般住宅 0.3%→戸建て 0.2%、マンション 0.1%)
 - ・不動産取得税:課税標準からの控除額の特例(一般住宅 1,200 万円→1,300 万円)
 - ・固定資産税:新築住宅特例(1/2 減額)の適用期間を延長(戸建て3年→5年、マンション 5年→7年)
- ③買取再販事業者により一定の質の向上のための改修工事が行われた中古住宅を取得した場合の登録免許税の特例措置(所有権移転登記:一般住宅 0.3%→0.1%)の2年延長
- ④住宅ストックの性能の向上を図るため、以下の住宅リフォームをした場合の固定資産税の特例措置を2年延長、対象住宅を一部拡充
 - ・耐震改修:工事の翌年度 1/2 軽減、特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅の場合は2年間 1/2 軽減
 - ・バリアフリー改修:工事の翌年度 1/3 軽減、築後 10 年以上を経過した住宅を対象に追加
 - ・省エネ改修:工事の翌年度 1/3 軽減
- ⑤空き家の発生を抑制するため、相続人が、相続により生じた古い空き家又は当該空き家の除却後の敷地について、相続以後3年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに譲渡した場合、譲渡所得から 3,000 万円を特別控除する特例措置を創設
- ⑥サービス付き高齢者向け住宅に係る割増償却制度(5年間 14%等)の延長
- ⑦居住用財産の買換え等に係る特例措置(譲渡益に係る課税繰延べ、譲渡損に係る損益通算及び繰越控除)の2年延長
- ⑧三世同居に対応した住宅リフォームを行う場合の特例措置の創設

2. 防災・減災対策の強化

- ①一般電気事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が、緊急輸送道路において無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置の創設
 - ・道路法第37条に基づき電柱の占用を禁止している道路の区域:課税標準4年間 1/2
 - ・上記以外の区域:課税標準4年間 2/3
- ②市町村が策定した「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」に基づき、民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等(防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設)に係る固定資産税の特例措置(取得後4年間、課税標準を市町村の条例で定める割合(1/2を参酌)に軽減)の4年延長

平成28年度国土交通省税制改正

説明資料

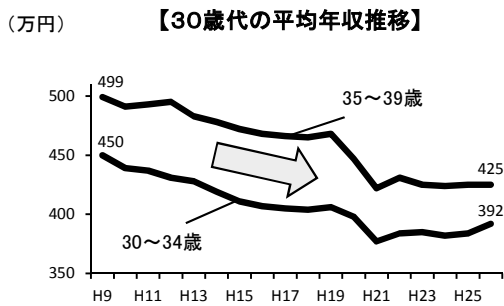
新築住宅に係る税額の減額措置の延長(固定資産税)

住宅取得者の初期負担の軽減を通じて、良質な住宅の建設を促進し、居住水準の向上及び良質な住宅ストックの形成を図るため、新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長する。

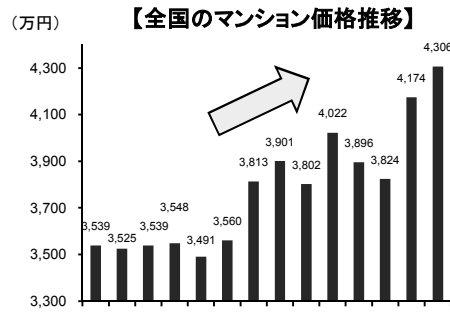
施策の背景

住宅取得に係る負担軽減の必要

- 住宅の一次取得者層である30歳代の平均年収は低下傾向にある一方で、住宅価格は上昇傾向にあり、住宅取得環境は悪化。
また、平成29年4月に消費税が引き上げられる中、住宅取得者の初期負担軽減が必要。
- 本特例は貸家も対象としており、仮に本措置が講じられないと、増税額が家賃に転嫁されるなど、賃貸住宅の入居世帯の負担が増加するおそれ。



(出典)国税庁「民間給与実態調査」



(出典)不動産経済研究所「全国マンション市場動向」

【本特例による負担軽減効果(例)】
2,000万円の住宅を新築した場合の
固定資産税額

	本特例が無い場合	本特例がある場合
1年目	15.8万円	7.9万円
2年目	14.8万円	7.4万円
3年目	13.8万円	6.9万円

➡ 3年間で約22万円の負担軽減効果

(国土交通省推計)

基礎的なストックの質の向上の必要

- 住宅の基礎的な「質」である耐震性は未だ不十分。
- 耐震化を進める上での主要な手段である新築・建替えを支援する必要。

【住宅の耐震化率】

現状(平成25年推計)
耐震化率 約82%

総戸数約5,200万戸のうち、耐震性あり 約4,300万戸
耐震性なし 約 900万戸



目標(平成32年)
耐震化率 95%

※住生活基本計画

要望の結果

新築住宅に係る固定資産税の減額措置

①一般の住宅:3年間 税額1/2減額

②マンション:5年間 税額1/2減額

適用期限を平成30年3月31日まで2年延長

政策目標:無理のない負担での良質な住宅の確保

認定長期優良住宅に係る特例措置の延長(登録免許税・不動産取得税・固定資産税)

耐久性等に優れ、適切な維持保全が確保される住宅の普及を促進するため、認定長期優良住宅に係る登録免許税、不動産取得税、固定資産税の特例措置の適用期限を2年延長する。

施策の目標

「住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定)」等を踏まえ、将来にわたり活用される良質な住宅ストックの形成を進め、成熟社会にふさわしい豊かな住生活の実現を図ることを目的とする。

【目標】新築住宅における認定長期優良住宅の割合
 8.8%(※)→20%(平成32年度) ※認定長期優良住宅の供給が開始された平成21年6月～平成22年3月の数値

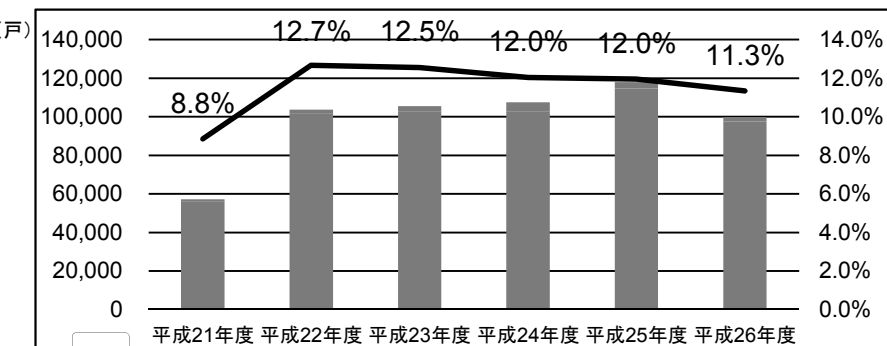
施策の背景

- 住宅ストックは量的に充足した一方で、
 - 本格的な少子高齢社会、人口・世帯減少社会の到来
 - 環境問題や資源・エネルギー問題の深刻化

「住宅を作っては壊す」社会から、「いいものを作って、きちんと手入れして、長く大切に使う」社会へと移行することが重要
 [「住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定)」より]

認定の状況

H26の認定戸数は99,905戸、新築着工住宅全体に占める割合は11.3%。



要望の結果

登録免許税

税率を一般住宅特例より引き下げ

所有権保存登記:

一般住宅特例0.15%→0.1%

所有権移転登記:

一般住宅特例0.3%→戸建て:0.2%

マンション:0.1%

不動産取得税

課税標準からの控除額を一般住宅特例より増額

一般住宅特例1,200万円→1,300万円

固定資産税

一般住宅特例(1/2減額)の適用期間を延長

戸建て:3年→5年

マンション:5年→7年

適用期限を平成30年3月31日まで2年延長

長期優良住宅の普及に関する法律

良質な住宅が建築され、長期にわたり良好な状態で使用するため、耐久性、耐震性、維持保全容易性、可変性等を備えた住宅を認定

《長期優良住宅認定基準のイメージ(戸建て)》

劣化対策

数世代にわたり住宅の構造躯体が使用できること

長期に利用される構造躯体において対応しておくべき性能

必要な断熱性能等の省エネルギー性能が確保されていること

維持管理・更新の容易性

内装・設備の清掃・点検・補修・更新を容易に行うために必要な措置が講じられていること

耐震性

免震建築物であること又は耐震等級2であること等

計画的な維持管理

定期的な点検・補修等に関する計画が策定されていること

住戸面積

75㎡以上かつ一つの階が40㎡以上(地域の実情により増減可)

居住環境

良好な景観の形成等に配慮されたものであること



買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の延長(登録免許税)

既存住宅流通・リフォーム市場の環境整備を進め、国民の住生活の向上を図るとともに、市場規模の拡大を通じた経済の活性化に資するため、一定の質の向上が図られた既存住宅を取得した場合の登録免許税の特例措置について延長する。

施策の背景

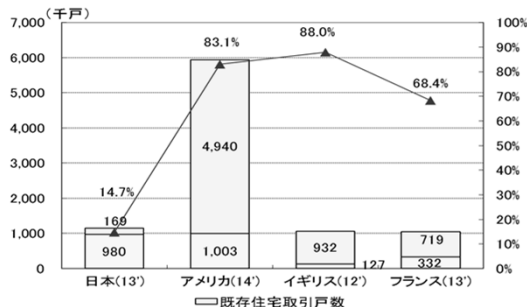
ライフステージに応じた住宅の無理のない負担での確保

- 住宅の一次取得者層である30歳代の平均年収及び平均貯蓄は低下傾向にある
- また、各世帯がニーズにあった広さの住宅に住めておらず、居住人数と住宅の広さにミスマッチが生じている
- そのため、子育て世帯等が良質な住宅を確保できるようにするなど、国民がライフステージに応じた住宅を無理のない負担で確保できるようにすることが必要であり、既存住宅流通・リフォーム市場の拡大・活性化が重要

既存住宅の流通シェアは、欧米諸国と比較すると低い水準

- 全住宅流通量に占める既存住宅流通量シェアは、欧米は70-90%に対し、日本は15%にとどまる

(既存住宅流通シェアの国際比較)



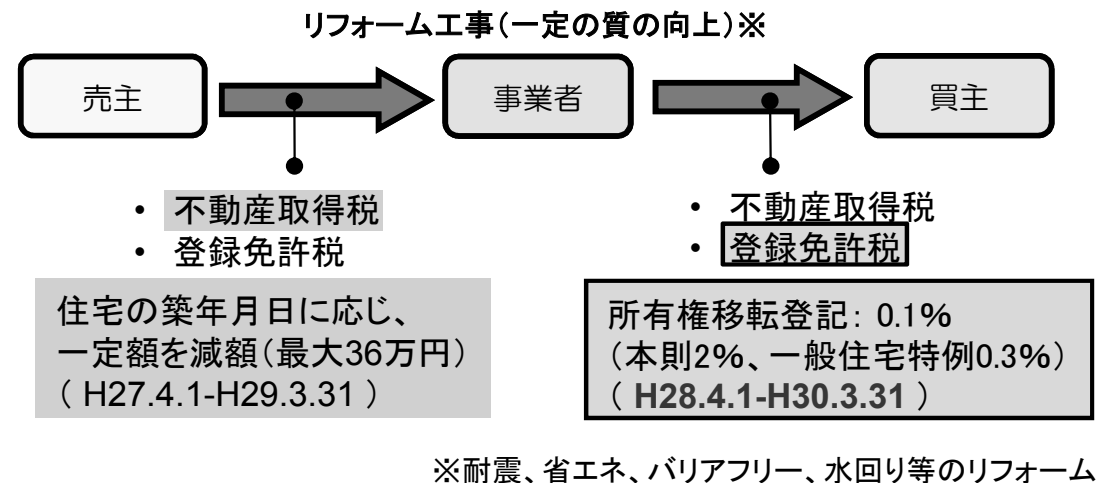
(参考)

- 「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月閣議決定):
中短期工程表「立地競争力の更なる強化」、「国民の「健康寿命」の延伸」
・既存住宅流通・リフォーム市場規模を倍増
【10兆円(2010年)→20兆円(2020年)】

要望の結果

買取再販は、ノウハウを有する宅地建物取引業者が効率的・効果的に住宅ストックの質の向上を図る事業形態であり、中古住宅の質に関して消費者に一定の安心感を与えるものであることから、既存住宅流通・リフォーム市場拡大の起爆剤として期待。

- 宅地建物取引業者により一定の質の向上を図るための改修工事が行われた既存住宅を取得する場合に、買主に課される登録免許税の税率を一般住宅特例より引き下げることで、消費者の負担を軽減する。



適用期限を平成30年3月31日まで2年延長

耐震、バリアフリー、省エネ改修が行われた既存住宅に係る特例措置の延長・拡充(固定資産税)

住宅の耐震化・バリアフリー化・省エネ化を進め、住宅ストックの性能の向上を図るため、住宅のリフォーム(耐震・バリアフリー・省エネ改修)をした場合の特例措置を延長・拡充する。

施策の背景

○ リフォームにより住宅ストックの性能を高めるとともに、リフォーム市場を活性化することが必要。

【日本再興戦略における目標】 2020年までにリフォーム市場規模倍増

- 我が国の住宅ストックは量的には充足。今後は「住宅を作っては壊す」社会から、「いいものを作って、きちんと手入れして、長く大切に使う」社会へと移行し、既存の住宅ストックを最大限に活用することが重要。
- 我が国の住宅投資に占めるリフォーム投資の割合は28.4%で、諸外国(英:55.7%、仏:53.0%、独:73.8%)と比較して小さい。

要望の結果

制度の概要

固定資産税

工事翌年(*)の固定資産税の一定割合を減額

	特例割合
耐震	1/2減額
バリアフリー	1/3減額
省エネ	1/3減額

(*) 特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅の耐震改修は2年間1/2減額

※耐震とバリアフリー又は省エネは重畳適用不可。
バリアフリーと省エネは重畳適用可。

➢ 適用期限を平成30年3月31日まで延長

➢ バリアフリー改修について、対象を拡充(築後10年以上を経過した住宅を対象に追加) (*)

(*) これまでは、平成19年1月1日以前に新築された住宅のみに対象が限定されていた

※バリアフリー、省エネ改修については、改修後の住宅の床面積は50㎡以上

バリアフリー改修工事のイメージ

洗面所入口の拡幅工事



- ・壁を一部解体し、出入口を拡幅
- ・段差解消

耐震改修工事のイメージ



戸建住宅
(筋交いの設置等)

共同住宅
(外付けフレーム補強)



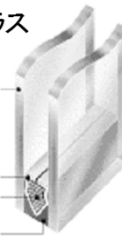
省エネ改修工事のイメージ

高断熱窓に取替え

複層ガラス

板ガラス

スペーサー
乾燥剤
封着剤



政策目標:

住宅ストックの性能の向上

リフォーム市場の拡大を通じた経済の活性化

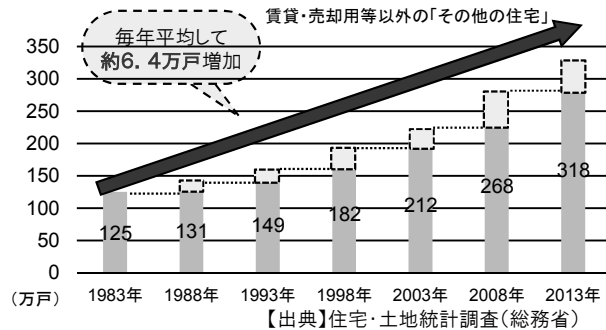
空き家の発生を抑制するための特例措置の創設(所得税・個人住民税)

空き家が放置され、周辺的生活環境への悪影響を未然に防ぐ観点から、空き家の最大の要因である「相続」に由来する古い空き家(除却後の敷地を含む。)の有効活用を促進することにより、空き家の発生を抑制するための新たな制度を創設する。

施策の背景

空き家が増加傾向

周辺的生活環境に悪影響を及ぼし得る**空き家の数は**、毎年平均して**約6.4万戸増加**。



空き家対策の位置付け

○空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年11月成立)

- ・空家等の管理は、一義的には所有者の責任(第3条)
- ・必要な財政上の措置及び税制上の措置を講じる(第15条)

○骨太の方針2015(平成27年6月30日閣議決定)

「空き家等の適切な管理・利活用を推進する」

問題となる空き家の実態

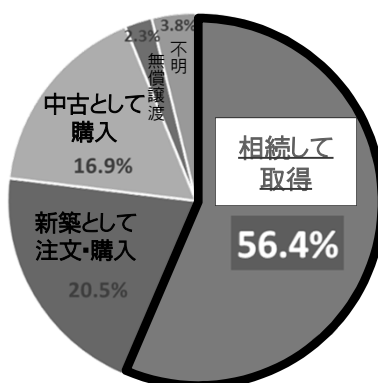
周辺的生活環境に悪影響を及ぼし得る**空き家の約75%は旧耐震基準の下で建築され、そのうち約60%が「耐震性のない」と推計。**

- ※1 平成26年空き家実態調査
- ※2 旧耐震基準:昭和56年5月31日以前の基準
- ※3 平成25年における住宅の耐震化の進捗状況の推計値として、平成27年6月に国土交通省が公表

相続が原因で空き家が発生

居住用家屋が**空き家となる契機として「相続時」が最多。**

<個人住宅が空き家となった理由>



要望の結果

趣旨

- 相続人が使う見込みのない古い住宅が空き家として放置され、それが周辺的生活環境に悪影響を与えることを未然に防止することが重要。**
- 「使える空き家は利用し、使えない空き家は除却する」観点から、**使う見込みのない空き家やその除却後の敷地の流通による有効活用を促進し、空き家の発生を抑制することが必要。**

内容

相続人が、相続により生じた古い空き家又は当該空き家の除却後の敷地を平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に譲渡した場合、譲渡所得から3000万円を特別控除する。

- ※1 被相続人のみが居住していた旧耐震基準の戸建て住宅等であり、相続を機に空き家となったもの。
- ※2 相続以後3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡した場合に限る。
- ※3 ※1のうち耐震性のないものは、耐震リフォームをした場合に限る。

サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長(所得税・法人税)

要介護状態にある高齢者の急速な増加に対応する必要があることから、在宅医療・介護の場となるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するため、新築のサービス付き高齢者向け住宅に係る所得税及び法人税の特例措置の適用期限を延長する。

要望の結果

所得税・法人税

【現行】平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等
5年間 割増償却 20% (耐用年数35年未満14%)

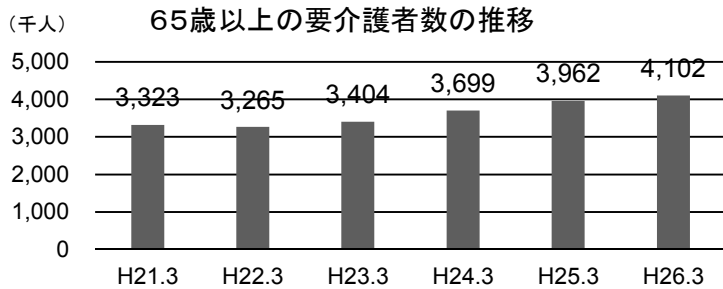


平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に取得等
5年間 割増償却 14% (耐用年数35年未満10%)

施策の背景

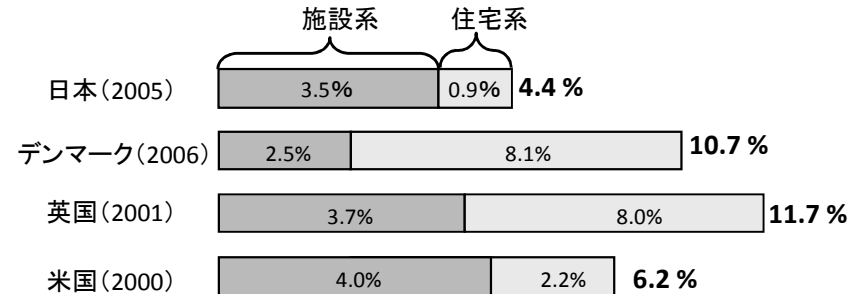
- 要介護状態にある高齢者は急速に増加しており、要介護の重度化等に対応した住まいの確保を図ることが不可欠。
- このため、在宅医療・介護の場となるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進することが必要。

要介護状態にある高齢者は増加傾向



(出典:介護保険事業状況報告)

高齢者に対する介護施設・高齢者住宅の割合は諸外国より低い



(出典:社会保障国民会議サービス保障(医療・介護・福祉)分科会(第8回))

サービス付き高齢者向け住宅の登録基準



■ ハード

- ・床面積は原則25㎡以上
- ・構造・設備が一定の基準を満たすこと
- ・バリアフリー(廊下幅、段差解消、手すり設置)

■ サービス

- ・サービスの提供をすること(少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供)

■ 契約内容

- ・敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと等

※有料老人ホームも登録可

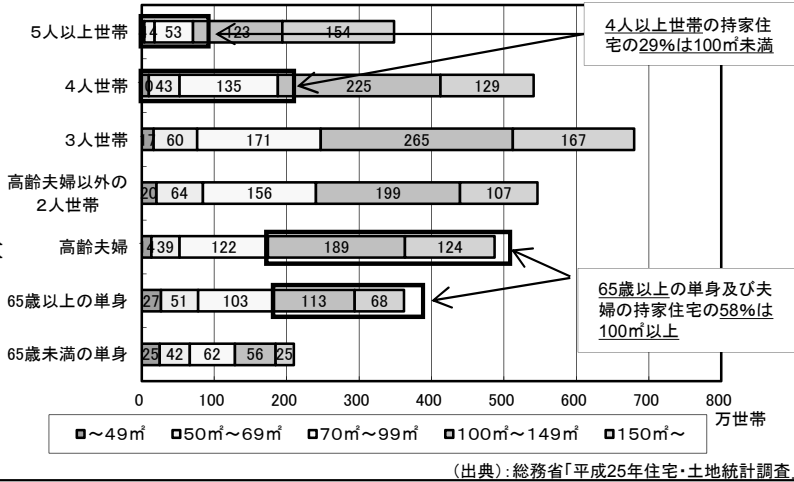
居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長(所得税・個人住民税)

国民一人一人が、それぞれのライフステージに応じた住宅を、無理のない負担で円滑に取得できる住宅市場を実現するため、居住用財産の買換え等に係る特例措置の適用期限を2年延長する。

施策の背景

居住のミスマッチ

世帯人数の多い世帯と高齢者単身・夫婦世帯が住む住宅の広さにミスマッチがみられる



住宅売却損益の発生状況

居住用財産の譲渡のうち、約8割において売却損が発生しており、住替えの支障となっている。

また、譲渡益が発生する場合にも、多額の税負担が発生する。

住宅売却損益の発生状況

損得なし 2.8%

売却損発生 76.7%
(うち、約3割が1,000万円以上の損)

売却益発生 20.5%

(出典):(-社)不動産流通経営協会

要望の結果

譲渡損に係る繰越控除・譲渡益に係る課税の繰延べ

居住用財産の譲渡に当たり、譲渡損又は譲渡益が生じた場合に応じて、それぞれ税制上の特例措置を講ずる。

【譲渡損が生じた場合】

・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

→ 住宅の住替え(買換え)で譲渡損失が生じた場合であって、買換資産に係る住宅ローン残高がある場合は、譲渡損失額を所得金額の計算上控除(以降3年間繰越控除)

・居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

→ 住宅を譲渡した際に譲渡損失が生じた場合であって、譲渡資産に係る住宅ローン残高が残る場合は、住宅ローン残高から譲渡額を控除した額を限度に、所得金額の計算上控除(以降3年間繰越控除)

【譲渡益が生じた場合】

・居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例

→ 住宅の住替え(買換え)で、譲渡による収入金額が買換資産の取得額以下の場合には、譲渡がなかったものとして、譲渡による収入金額が買換資産の取得額以上の場合は、その差額分について譲渡があったものとして課税

適用期限を平成29年12月31日まで2年延長

政策目標:多様なライフステージに応じた円滑な住替えの実現

三世代同居に対応した住宅リフォームを行う場合の特例措置の創設(所得税)

「希望出生率1.8」の実現に向けて、世代間の助け合いによる子育てしやすい環境整備を図るため、三世代同居に対応したリフォーム工事を行う場合に、税制上の特例措置を講じる。

施策の背景

三世代同居に係る政策上の位置付け

少子化社会対策大綱

「世代間の助け合いを図るための三世代同居・近居の促進など多様な主体による子や孫育てに係る支援を充実させ、子育てしやすい環境を整備」

まち・ひと・しごと創生総合戦略

「「三世代同居・近居」の希望の実現に対する支援等に取り組む必要がある」

新・三本の矢(一億総活躍国民会議)

＜第二の矢＞「夢をつむぐ子育て支援」
希望出生率1.8がかなう社会の実現
子育て支援 - 三世代同居・近居の促進

三世代同居に係る現状・課題

- 子育て世代である30～40歳代の約20%が三世代同居を理想の住まい方と考えている。
- 一方、三世代同居世帯は274万世帯(全世帯の5.2%)にとどまる。
- 住宅を三世代同居とする場合にはキッチン、トイレ、浴室又は玄関を増設・改修することが一般的。
- 三世代同居仕様とするためには、おおむね250万円のかかり増し費用が必要。



三世代同居対応工事

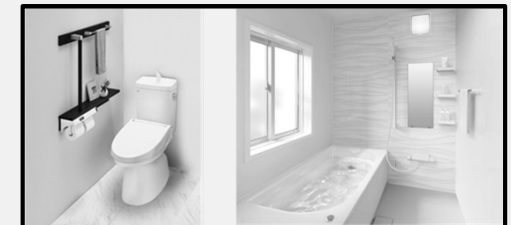
キッチン・トイレ・風呂・玄関の増設



キッチンの増設



玄関の増設



トイレ・浴室の増設

要望の結果

○三世代同居に対応したリフォーム工事を行う場合に、以下の特例措置を講じる。

(キッチン、浴室、トイレ又は玄関のうち少なくとも1つを増設し、いずれか2つ以上が複数箇所ある場合)

1. リフォーム投資型減税(所得税)

- ・対象工事に三世代同居対応工事を追加
- ・工事費等の10%を所得税額から控除(対象工事限度額250万円)

	限度額	最大控除額
耐震	250万円	25万円
バリアフリー	200万円	20万円
省エネ	250万円	25万円
三世代同居	250万円	25万円

2. リフォームローン型減税(所得税)

- ・2.0%対象工事に三世代同居対応工事を追加
- ・ローン残高の一定割合を所得税額から控除

控除率	対象工事限度額	最大控除額
2.0%	バリアフリー・省エネ・ 三世代同居 工事限度額	250万円
	その他 工事限度額	750万円
		62.5万円 (5年間)

○適用期限:平成31年6月30日まで

IV. 主要項目以外の項目

1. 国土交通省主管

- 特定住宅被災市町村の区域内にある土地等を譲渡した場合の 2,000 万円特別控除の特例措置の延長(所得税・法人税・個人住民税等)
- 民間都市開発推進機構の行う業務(支援限度額が拡充された共同型都市再構築業務)を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充(法人税・法人住民税・事業税等)
- 認定誘導施設等整備事業の公共施設等における課税の特例措置の延長(固定資産税等)
- 高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る課税標準の特例措置の延長(不動産取得税)
- 高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が事業の用に供する不動産の取得及び固定資産に係る非課税措置の延長(不動産取得税・固定資産税等)
- 認定低炭素住宅に係る特例措置の延長(登録免許税)
- マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税措置の延長(登録免許税)
- マンションの建替え等の円滑化に関する法律における施行者又はマンション敷地売却組合が要除却認定マンション及びその敷地を取得する場合の非課税措置の延長(不動産取得税)
- 宅地建物取引業者等が取得する新築住宅の取得日に係る特例措置及び一定の住宅用地に係る税額の減額措置の期間要件を緩和する特例措置の延長(不動産取得税)
- 昨年末の経済対策を含むこれまでの措置の実施状況や今後の住宅着工の動向等を踏まえた住宅市場に係る対策についての所要の措置
- 地域鉄道の事業用資産に係る特例措置の延長・拡充(固定資産税等)
- 被災鉄道路線の移設に伴う用地取得に係る登記に対する免税措置の延長(登録免許税)
- 新たな重量車排出ガス規制の導入に伴う特例措置の見直し(自動車重量税・自動車取得税)
- 特定離島路線航空機の範囲の拡大(航空機燃料税)
- 独立行政法人の組織の見直しに伴う税制上の所要の措置(国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人海技教育機構)
- 関西国際空港・大阪国際空港に係る公共施設等運営権の設定登録に対する特例措置の廃止(登録免許税)
- 国の補助を受けて取得した被災代替鉄道施設に係る特例の廃止(固定資産税)
- 被災した特定地方交通線特例の対象資産の代替資産に係る特例の廃止(固定資産税)

2. 他省庁主管

- 一時差異等調整引当額についての所要の措置(法人税・法人住民税・事業税)
- 特定の資産(被災区域の土地等)の買換えの場合等の譲渡所得に係る特例措置の延長(所得税・法人税)
- 産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置の延長
- 特定被災区域内において防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設に準ずる事業の用に供される土地等の譲渡所得に係る特別控除の延長(所得税・法人税・個人住民税等)
- 東日本大震災の被災地における防災集団移転促進事業の移転元地の利活用を促進するための特例措置の創設(登録免許税)
- 復興産業集積区域における機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の特別償却等の特例措置の延長及び要件の緩和